

令和7年2月

区長各位

諏訪市消防課

消 火 栓 の 使 用 に つ い て

皆様におかれましては、平素から諏訪市の消防行政に対しまして、ご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、地域の消火栓使用についてお知らせします。消火栓は火災時における消火活動のため、消防隊や消防団、住民の皆さんが緊急時に使用できるように整備されているものであり、住民の皆さんが消火の目的で使用する事に何ら問題はありません。むしろ、消防隊が到着する前に住民の皆さんにより初期消火を行うことは、被害を軽減する上で大変有用であると考えます。また、緊急時以外の操作訓練等における使用についても特例として認められています。ただ、上水道管に直結していることもあり、訓練等で使用する際は次のような留意事項がありますのでご承知ください。

【訓練上の留意事項】

※ 操作訓練は消防団員の指導の下、実施していただくようお願いします。

- 1 放水までの一連の操作は必ず2名以上で行ってください。
- 2 消火栓の蓋は強度を確保するため重量があるので、開閉時に腰を痛めたり、手を挟んだりしないよう十分気を付けてください。
- 3 ホースを結合する前に、立ち上がり部分にサビ等がたまっていることがあるので、バルブを少し開き、透き通った水になるまで流してください。また、その際に真上から放水口を覗き込まないよう注意してください。（まれに空気が溜まっており、水が急激に吹き上がることがあります）
- 4 ホースの結合はカチンと音がするまで確実に差し込み、引っ張って抜けないことを確認してください。
- 5 バルブの開閉操作は、できるだけゆっくり行ってください。
（急激に操作すると水流の変化により、近隣の水道水が濁ってしまうことがあります）
- 6 訓練実施区内及び隣接区へ事前に周知願います。
（以前水道水が濁り、企業に損害が生じた事案がありました）
- 7 訓練で消火栓から水を出す場合は、事前に諏訪市水道局に申請書（別紙）の提出をお願いします。

【その他】

- 1 水道水が濁ってしまった時の対応について（苦情等）
 - ・ 近隣住宅も含め濁りがとれるまで少量でかけ流すよう連絡をお願いします。
 - ・ 必ず諏訪市水道局へ連絡をお願いします。
- 2 実際の火災現場では、住民の皆さんが先に使用している消火栓を、到着した消防隊や消防団が使用することがあります。消防隊・消防団のポンプ車により更に有効な放水が可能となりますので、その際は消防隊員・消防団員の指示に従っていただくようお願いします。

<お問い合わせ>

消防課消防係

TEL 52-0299

水道局施設課上水道係

TEL 52-4141（内線 762）

様式第9号(第21条関係)

年 月 日

(宛先)
管理者

公・私設消火栓使用届

使用する消火栓の 設 置 場 所	諏訪市 (番地がわからない場合は、具体的な場所をご記入ください。)					
使 用 目 的 (いずれかに○を してください)	・ 地区防災訓練(地区名：) ・ 消防団ポンプ操法訓練(分団名：第 分団 部) ・ その他(具体的に：)					
使用年月日・時間	年 月 日 時 分～ 時 分					
上記のとおり消火栓の使用許可を願いたく届け出ます。 年 月 日 住 所 諏訪市 連絡先 (TEL) 届出者 印						
決 裁	管理者	局 長	課 長	係 長	係	立 会 係 員 氏 名
			専 決			
	合議：					
消火栓使用料		分		回		円
※添付書類：消火栓の位置図(住宅地図等) ※備考：以下3点について指導 ・ 使用の際は、バルブはゆっくり開閉すること。 ・ 一回の使用時間は5分以内とすること。 ・ 水道水が濁る可能性があるので、付近住民に周知徹底をすること。						